

窓口納付による申請方法

(紙申請＋窓口納付)

—遊漁船業者登録申請—

富山県農林水産部水産漁港課

遊漁船業者登録申請における、電子申請＋電子納付の申請方法についてのマニュアルです。

1. 納付の準備



The image shows a two-step process for finding information on the Toyama Prefecture website. On the left, the homepage is shown with a search bar containing the text 「遊漁船」 (Yosho Sen). A red dashed circle highlights the search bar, and a yellow arrow points from it to the right. On the right, the search results page is shown, with the title 「遊漁船業者の登録について」 (About the registration of fishing boat operators) prominently displayed. The breadcrumb trail at the top of the results page reads: トップページ > 産業・しごと > 農林水産業 > 水産業 > 遊漁船業者の登録について.

富山県 Toyama Prefecture

安全・安心情報 > 富山防災WEB > とやま医療情報ガイド > くらしの安心情報 > とやま食の安全

県民の方々 魅力・観光

「遊漁船」と入力して検索

Google カスタム検索 検索

防災・安全 くらし・健康・教育 産業・しごと 県土づくり 魅力・観光

トップページ > 産業・しごと > 農林水産業 > 水産業 > 遊漁船業者の登録について

いいね! 0 ポスト

遊漁船業者の登録について

遊漁船業とは

富山県ホームページの検索窓に「遊漁船」と入力し、検索結果から「遊漁船業者の登録について」のページに移動します。

1. 納付の準備

手数料の納付方法が変わります

これまで、遊漁船業者登録（新規、更新）の手続きの申請手数料については、富山県収入証紙により納付し、令和7年9月末をもって富山県収入証紙の取扱いが終了となります。

代替納付手段については、以下の

①電子申請＋電子納付の場合（PDF）

②紙申請＋電子納付の場合（PDF）

③紙申請＋窓口納付の場合（PDF）

新規用と更新用があるので、該当する手続きを確認してからダウンロードしてください。

※窓口納付の場合は、事前に以下の「手数料等納付証明書」をダウンロードしてください。

[手数料等納付証明書貼付用紙（『遊漁船業者登録申請（新規）』用）（エクセル：18KB）](#)

[手数料等納付証明書貼付用紙（『遊漁船業者登録申請（更新）』用）（エクセル：18KB）](#)

関連リンク：[富山県出納局出納課「令和7年9月末で富山県収入証紙を廃止（販売終了）します」](#)

※画像は開発中のものです。

手数料等納付証明書貼付用紙

県の手数料収納窓口で納付してください。
※現金、クレジットカード、コード決済、電子マネーが使えます。

手数料名：
遊漁船業者登録申請



C2025161500011101

¥20,000円(非課税)

窓口で発行されたレシート（「申請書等に貼付け」と記載のあるもの）を貼付けください。

レシート貼付欄

県確認用【 遊漁船登録（新規） 】

県ホームページから、「**手数料等納付証明書貼付用紙**」をダウンロード・印刷します。

2. 収納窓口での支払い

手数料等納付証明書貼付用紙

県の手数料収納窓口で納付してください。
※現金、クレジットカード、コード決済、電子マネーが使えます。

手数料名:
遊漁船業者登録申請



C2025161500011101

¥20,000円(非課税)

窓口で発行されたレシート(「申請書等に貼付け」と記載のあるもの)を貼付してください。

レシート貼付欄

県確認用【 遊漁船登録(新規) 】

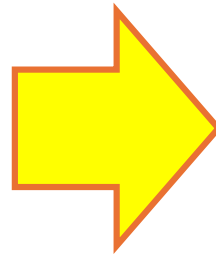


収納窓口は、富山県庁、警察署、運転免許センター等に設置されています。

手数料等納付証明書貼付用紙を手数料収納窓口を持参し、手数料収納窓口で手数料等納付証明書貼付用紙に記載のバーコードを読み取ってもらい、手続きと金額を確認して手数料を支払います。手数料収納窓口の設置場所については、県出納課ホームページ

(<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/shoshi/20241212.html>) をご参照ください。

2. 収納窓口での支払い



手数料等納付証明書貼付用紙

県の手数料収納窓口で納付してください。
※現金、クレジットカード、コード決済、電子マネーが使えます。

手数料名:
遊漁船乗客登録申請

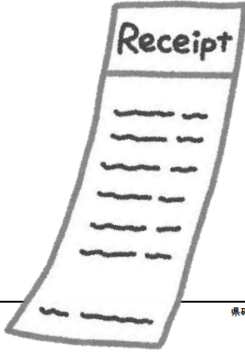


C2025161500011101

¥20,000円(非課税)

窓口で発行されたレシート(「申請書等に貼付け」と記載のあるもの)を貼付けください。

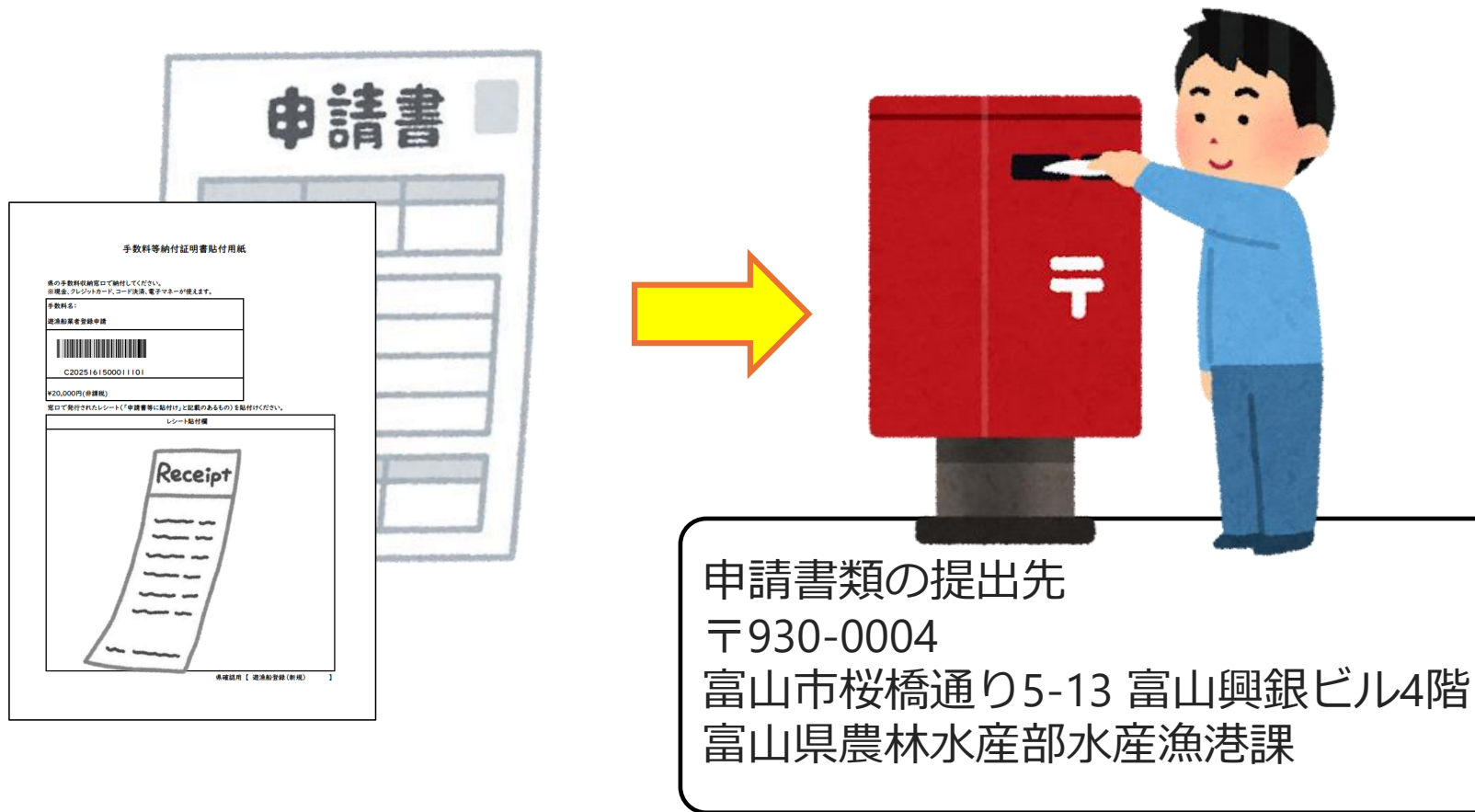
レシート貼付欄



県庁認用【遊漁船登録(新規)】

手数料の支払い後、領収書が2部発行されるので、「申請書等に貼付け」と記載された領収書を手数料等納付証明書貼付用紙に貼り付けます。

3. 申請書類の提出



領収書を貼り付けた手数料等納付証明書貼付用紙と申請書類を提出し、申請は完了です。登録が完了しましたら、県から改めてお知らせします。